「洲本市ふるさと産品販路拡大等振興事業」に関する申入れ書

令和4年11月29日 洲本市ふるさと納税問題第三者調査委員会

当調査委員会は、令和4年11月8日、「洲本市は、インターネットによる地場産品の割引通販を12月に始める。」との報道に接しました。同報道では、「返礼品を扱っていた事業者の商品のうち、市内で生産製造している、事業者の営業拠点や店が市内にある、とする条件をいずれも満たせば、各社の販売価格からの割引分を市が補助する。」旨の説明がなされていました。後日、当調査委員会が洲本市から説明を受けた内容においても、同趣旨の「洲本市ふるさと産品販路拡大等振興事業」(以下、「本事業」と言います)を実施予定であるとのことでした。

当調査委員会は、令和4年9月26日、返礼品等の調達に関する事務の処理その他の洲本市のふるさと納税制度における事務の管理及び執行の適否等に関する事実関係の究明・把握・認定等及び再発防止策の策定等に関して調査審議を行うために設置されました。現在、当調査委員会は前記諮問事項について調査継続中ですが、同調査においては洲本市と返礼品を扱っていた事業者との関係やこれまでの取引経緯がいかなるものであったか、それらがふるさと納税制度の事務の執行として適切であったかという点も当然に含まれることとなります。

本事業の開始は、当調査委員会が、総務省の基準を遵守できていたか否かをチェックしている最中に、ふるさと納税制度を前倒しするかのような事業を実施しようとするものであり、現に前記報道によれば、本事業及びふるさと納税制度の担当である魅力創生課は、『少しでも制度除外による販路縮小の穴埋めになれば。2年後の制度復帰に向けた予行演習にしたい』などと述べています。

これは、当調査委員会による調査及び原因究明の結果を見ることなく、2年後の制度復帰及び返礼品事業者についての従前の関係性を維持すること、つまり従前のふるさと納税制度の執行等について問題がなかったことを当然の前提とするものであり、当調査委員会としては、洲本市が当調査委員会による今後の調査報告を真摯に受け止める姿勢があるのか、疑念を生じさせるものであると断じざるを得ません。

当調査委員会は洲本市に対して、第三者調査委員会を設置した目的に照らして、市民に対して前記疑念を抱かせることのない慎重な対応をするよう強く求める次第です。